

佐井村電気自動車充電設備導入事業に係るプロポーザル 質問回答書

番号	質 問 事 項	回 答 事 項
1	要求されているE V充電器は公共用ではなくあくまでのE Vバスや公用車用の充電利用が想定されていると仕様書からは理解している。特記仕様書「5. 普通充電器の仕様」の(6)付帯設備(庁舎駐車場のみ)として要求されている看板や路面マーカの施工は一般的に非公共用のE V充電器設置にあたっては必須ではないが、本件においては 必要な理解で合っているか。	今回の導入設備は公用車を対象とした充電設備ではあるが、非常時の際は一般に開放することも想定されるため、特記仕様書記載のとおり、案内表示として充電器があることがわかる看板及び路面表示を設置すること。
2	特記仕様書「5. 普通充電器の仕様」の(6)付帯設備(庁舎駐車場のみ)として E V充電設備に屋根をかける仕様になっているが、佐井村役場の車庫内にE V充電設備(普通・急速どちらも)を設置する場合は、新規に屋根を設置する必要は無いと理解して良いか。	電気自動車用充電器(普通・急速)を車庫内に設置する場合は、屋根の設置は必要ない。
3	充電システムの要求仕様として、通常時において蓄電電力の所内逆流によるピークカット等の仕様は要求されていないと理解しているが、合っているか。	通常時における蓄電電力の庁舎内逆流によるピークカット等は要求していない。
4	特定負荷の指定先は公用車用E V普通充電器、役場内の避難所のエアコンの理解で合っているか。	特定負荷の指定先は、普通充電器3台と役場1階「会議室」「授乳室」のエアコン及び電灯(コンセント含む)を想定しているが、詳細は事業者選定後に決定する。
5	搬入時やトラブル対応時の駆けつけ時に除雪(一般道から充電器設置場所区間)されていないと対応の遅延につながる恐れがある。また、帰宅後の除雪も行って頂けるかどうか重要なため、降雪時の除雪は役場側で対応いただける理解で合っているか。	蓄電池を設置する場所にもよるが、庁舎敷地内であれば、現在でも村で除雪対応はしているので、その中であれば対応できる。

番号	質 問 事 項	回 答 事 項
6	・設置方法は JIS C 8955 で定められる荷重に耐えること、と規定されているが、この JIS は太陽光発電パネルの架台に関する規格であり、本件への適用は難しいと考える。事業者で別途構造計算した基礎設計で問題ないか。尚、構造計算にあたっては庁舎駐車場の地耐力が 1.5t/m ある前提としているが、地盤調査の結果があれば共有いただきたい。	・実施要領の「6. 企画提案書の内容 (1) イ 設備設置仕様」で「想定する設置場所での設置方法は、JIS C 8955 に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐える構造であること。」と明記したが、「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」に関する規格であることから、本案件へ適用する必要はなく、事業者の構造計算した基礎設計で構わない。また、庁舎駐車場の地盤調査は行っていない。
7	・特定負荷用に常時 49.6kWh の蓄電容量の確保が求められていることから、停電時に別事業で導入される太陽光発電設備から蓄電システムへ受電することは仕様として要求されていない理解だが、合っているか。	・特記仕様書の「6. 蓄電システムの仕様－(2) 構造－エ 停電時に必要とされる機能」において、「②P P A事業者と協議の上、停電時にはP P A事業にて導入される太陽光発電設備と連携できること。」と明記しているので、停電時は、P P A事業で設置する太陽光発電設備と蓄電システムを連携することを要求している。
8	・導入予定のE Vバスは、マイクロバスや中型バスなど、どの車両サイズを想定されているか。	・中型バスの導入を想定している。車両サイズ等は以下のとおり。 全長 8,995×全幅 2,490×全高 3,400mm バッテリー容量 145kWh バッテリー種類 リチウムイオン/NCM 充電方式 CHAdeMO×2（充電口並列 90kW 入力可）
9	・現行トランスの受注停止、新基準への製造切替により変圧器メーカー納期回答（暫定）は発注から 12 か月とのことです。それよりは短縮されと思いますが、他に手段がない場合は工期延長を認めて頂くことは可能でしょうか。	・契約後、事業を進めていく中で適正な理由と判断された場合は、次年度への繰越も含めて工期延長は可能となる場合もある。